

令和5年度 前橋市立桂萱中学校 部活動のきまり

I. 目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、様々な人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを図る。また、スポーツや文化及び科学等親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図る。

II. 令和5年度の部活動

1. 本年度設置部活動運動部12部、文化部4部を設け、それぞれ顧問・副顧問教師各1名以上、生徒に部長、副部長各1名以上をおくことを原則とする。

(1) 運動部

体操部(男女)・野球部(男女)・ソフトボール部(女)・バスケットボール部(男女)・バレーボール部(女)

ソフトテニス部(男女)・卓球部(男女)・サッカー部(男女)・陸上部(男女)・柔道部(男女)

剣道部(男女)・駅伝部(男女)

※駅伝部は市・県駅伝競走大会等に向けて期間を定めて活動することとする。

(2) 文化部

吹奏楽部・合唱部・美術部・自然科学部

2. 活動時間及び休養日について

(1) 平日の活動は2時間程度とする。

(2) 休日の活動は3時間程度とする。

(3) 平日のうち1日を全校一斉に休養日とする。月曜日を原則とするが、行事や会議によって変更もある。

(4) 土曜日、日曜日のうち1日を休養日とする。両日に活動した場合には、平日の1日を休養日とする。

土曜日、日曜日の両日活動できるのは日曜日が大会等の場合とする。

上記以外の場合は必ず運営委員会及び保護者の承諾を受けるものとする。

(5) 活動時間の具体的な規定は次の通りとする。顧問の裁量により完全下校時刻以内で活動時間を延長することができる。

期 間	下 校 時 刻	完全下校時刻
I 期 4月～秋分の日の前日まで	18:10	18:40
II 期 秋分の日～10月末及び3月	17:30	18:00
III 期 11月～2月	17:00	17:30

群馬県教育委員会 適切な部活動の運営に関する方針のもとに活動時間を定めています。

① 延長について

(ア) 部活動延長については、部活動顧問が活動場所に居られる場合に限り実施できるものとする。

(イ) 1年生は1学期中の活動時間延長を認めない。

(ウ) 4月～秋分の日前日までに朝練習を実施する場合は1日2時間程度の活動時間を超えないように「放課後部活動の延長はしない」こととする。

② 朝練習について

朝練習は原則行わない。ただし、駅伝練習及び学校や顧問の事情等により放課後の活動時間が十分確保できない場合は以下の点に留意して実施できるものとする。

(ア) 朝練習を実施する場合はI期、III期のみとする。II期に朝練習を行えるのは駅伝部に限定する。

(イ) I期で朝練習を実施できるのは、天候や熱中症対策等で午後の活動時間をやむを得ず短縮しなければならない場合のみとする。

(ウ) 保護者の理解が得られて、希望者のみの参加とする。

(エ) 活動時間を7:30～8:00とし、7時20分前には登校しない。

(オ) 集金日の朝練習は実施しない。

(カ) 朝学活に間に合うように制服に着替える。

③ 1年生の活動について

・1学期中は、朝練習・延長練習への参加は原則禁止とする。ただし、参加する必要がある場合は、必ず運営委員会及び保護者の承諾を受けるものとする。

④ 校内定期テスト前の部活動停止について

(ア) 中間テスト 全学年 3日前～ (イ) 1学期末 1年生 5日前～ 2・3年生 3日前～

(ウ) 2学期末 全学年 5日前～ (エ) 3学期末 全学年 5日前

⑤ 長期休業日の部活動について

(ア) 夏、冬、春休みの平日、休日ともに、3時間程度の活動とする。

(イ) 平日のうち、1日を休養日とする。完全休業日は休養期間とする。

(ウ) 土曜日、日曜日の両日活動できるのは日曜日が大会の場合とする。

上記以外の場合は必ず運営委員会及び保護者の承諾を受けるものとする。

(土曜日の活動は、練習、練習試合、大会等が考えられる。)

(エ) 土曜日、日曜日の両日に活動した場合には、平日の2日を休養日とする。

(オ) 全国大会参加等により、やむを得ず完全休業期間に活動をしなければならない場合は代替え休業日を確保する。

⑥ 駅伝練習の活動時間について

(ア) 夏休み、二学期ともに活動時間は、7:30～8:00とする。完全休業日は休養期間とする。

(イ) 二学期に放課後練習を行う場合は1時間程度とする。その場合には、駅伝の活動時間と所属する部活動の活動時間の合計が2時間程度とする。

(ウ) 夏休み(二学期の休日も含む)の駅伝の活動時間と所属する部活動の活動時間の合計は3時間程度とする。

(エ) 駅伝練習と所属する部活動の両方に参加する生徒が、週に2日休養日をとれるようにすること。

3. 部活動への入部・退部

(1) 入部について

① 2・3年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

(ア) 担任から入部届を受け取る。

(イ) 必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。

(ウ) 担任に入部届を提出する。

(エ) 保護者印が押印された入部届を、担任が部活動顧問に提出する。

② 1年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

(ア) 部活動説明会を聞く。

(イ) 体験入部(仮入部)をする。

(ウ) 担任から入部届を受け取る。

(エ) 必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。

(オ) 担任に入部届を提出する。

(カ) 保護者印が押印された入部届を、担任が部活動顧問に提出する。

(2) 途中変更について

(ア) 担任・顧問(やめる方・新しく入る方)に確認し、部活担当から用紙をもらう。

(イ) 退部届・入部届を記入し、担任に提出する。(退部だけの場合は退部届のみ)

(ウ) 担任が捺印後、本人から該当顧問へ提出させる。

(3) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と退部後の生活について相談した後、顧問から退部届を受け取り、保護者の承諾印をもらい、顧問に提出する。